

投票にはこんな方法もあります

■期日前投票

投票日に仕事、冠婚葬祭（本人・その親族）、旅行、病気や出産などで歩行が困難などの理由で投票所に行けない方は、**期日前投票**ができます。

■代理投票・点字投票

心身の故障などにより自分で投票用紙に記入ができない方は**代理投票**が、目が不自由なため**点字投票**ができます。投票所でお申し出てください。

期日前投票は市役所で



とき 1月16日**金**～31日**土**
午前8時30分～午後8時
ところ 市役所本館1階 102会議室
持ち物 入場券

（県内に転出された方は、引き続き県内に住所を有する旨の証明書）

- 入場券がなくても投票できます。投票所でお申し出ください。
- 車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。介護が必要な方は、事前に市選挙管理委員会へお申し出ください。
- 庁舎耐震補強工事のため駐車場が狭くなり、ご迷惑をおかけしております。特に31日(土)は、混雑が予想されます。早めにお越しください。

入場券裏面にある期日前投票の宣誓書を記入してお越しください。受付がスムーズに行えます。

期日前投票 宣誓書

私は、平成27年2月1日執行の愛知県知事選挙の当日、次の事由に該当するものとします。

氏名	____年 ____月 ____日
生年月日	____年 ____月 ____日
現住所	____市 ____区 ____町 ____番 ____号
選挙人名簿に記載されている住所	____市 ____区 ____町 ____番 ____号

下記は、事実であることを認めます。

次の期日前投票事由（AからDのいずれか）及び該当事由に○を付けてください。

A 1号事由	ア 仕事 イ 学業 ウ 結婚の準備 エ 本人又は親族の結婚準備 オ その他（ ）
B 2号事由	ア 選挙区以外 イ 選挙区内（ ） 滞在 ウ 疾病、負傷、出産、産後療養等のため旅行 エ その他（ ）
C 3号事由	イ 他市（ ）
D 4号事由	投票移動のため、選挙区以外に滞在

※選挙区外の市町村に投票する場合は、上記に「1」を付すこと。
1. 不在者投票の交付請求は、選挙区外の市町村長及び選挙管理委員会に提出してください。

選挙区長 選挙管理委員会 選挙区 選挙区長

選挙区	選挙管理委員会	選挙区	選挙区長
第 ____ 区	第 ____ 区	第 ____ 区	第 ____ 区

郵便などによる不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で左表の項目に該当する方は、**郵便などによる不在者投票**ができます。

郵便等投票証明書の交付を受けた上で、**投票用紙等の交付**請求を、投票日の4日前（1月28

日(水)までに行ってください。郵便等投票証明書の交付、投票用紙等の交付請求は選挙管理委員会へご連絡ください。

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができない方には代理記載制度もあります。

■施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設（病院など）に入院、入所の方は、その施設内で**不在者投票**ができます。施設長に申し出てください。

開票

とき 2月1日(日)

午後9時15分から

ところ 市民体育センター競技場
投・開票速報情報は市ホームページに掲載します。

http://www.city.gamagori.jp/
【携帯用アドレス】

http://www.city.gamagori.jp/mobile/

